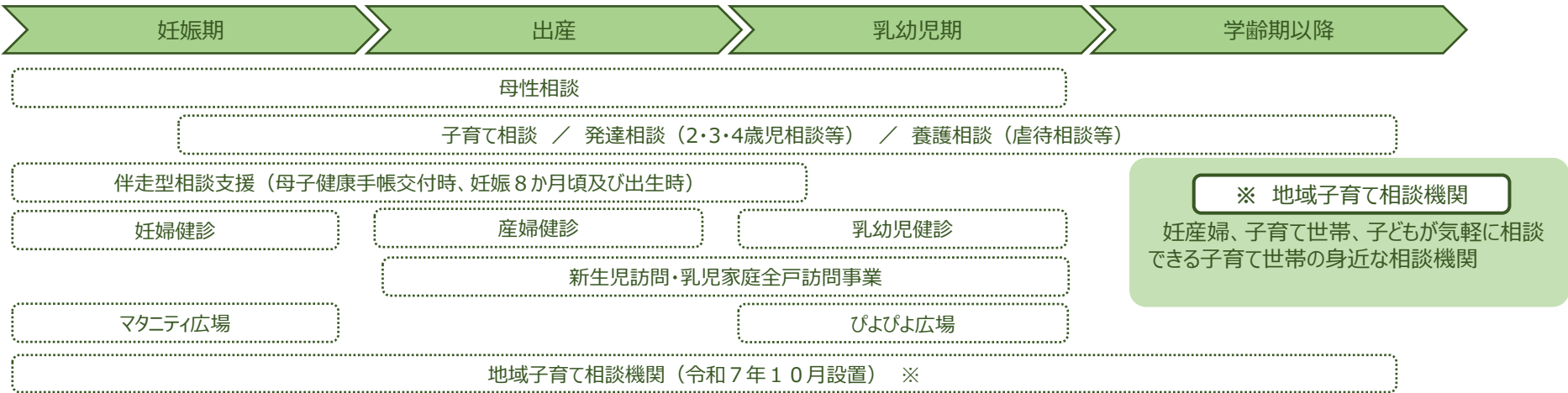


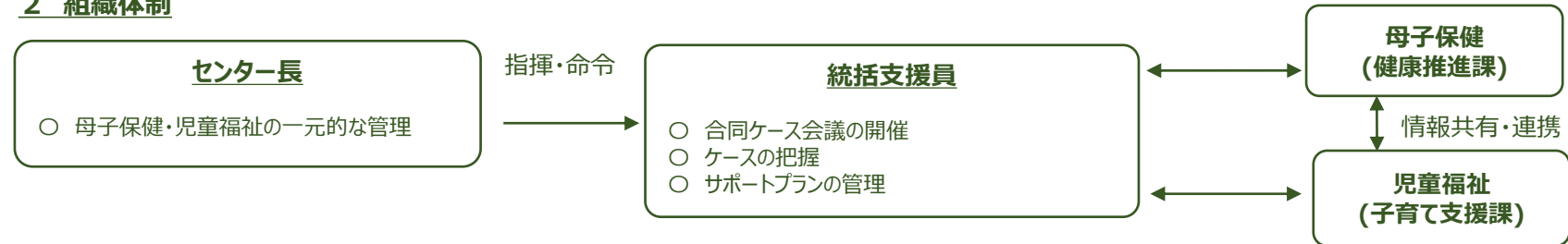
全ての妊産婦、子育て世帯及びこどもを対象に、母子保健（健康推進課）と児童福祉（子育て支援課）の両機能が一体的に子育て家庭に対する相談支援等を実施し、切れ目なく、漏れなく対応することを目的として令和 7 年 4 月に設置

## 1 支援が必要な妊産婦や子育て家庭の把握

妊産婦・子育て世帯等への相談対応や、妊婦健診・乳幼児健診などの母子保健事業、親子が通う広場事業等のほか、こどもの所属機関（保育所・学校等）や地域子育て相談機関等からの情報を基に、支援が必要な妊産婦や子育て家庭を把握する。



## 2 組織体制



## 3 支援が必要な妊産婦や子育て家庭の支援

- ・ 合同ケース会議の開催
- ・ サポートプランの作成

